

全建事発第 50 号

平成 26 年 8 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔公印省略〕

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、依然として厳しい状況であり、今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされます。

国土交通省では、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行なっております。また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところです。

加えて、本年 6 月に全面改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者の責務として規定されたところです。

しかしながら、依然として元請下請間においては不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているとともに、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理の一層の徹底が求められているところです。

以上を踏まえ、この度、国土交通省から本会に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努めるよう依頼がありました（別添 1）ので、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について（別添 2）も併せて周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以 上

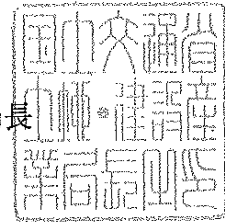


国土建推第13号

平成26年8月1日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いておりますが、一部には消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も見られるところである。

一方、建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、厳しい状況が続いていることから、標記について、従来より元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

このような状況下において、東日本大震災による資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権保全支援事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

加えて、本年6月に全面改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うことが基本理念に位置づけられるとともに、適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者の責務として規定されたところである。

国土交通省においては、「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請

関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

また、公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、昨年4月に引き続き、本年2月にも引き上げを行ったところである。

さらに、平成24年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組み、本年8月1日以降に入札手続きを開始する国土交通省直轄工事においては、元請建設業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請建設業者を社会保険等加入企業に限定するなど保険加入の推進・支援による建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところである。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も増加傾向にあることから、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

## 記

### 1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積り依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積り期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、適切な水準の賃金等に加えて、一

般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

## 2. 法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用・尊重による社会保険への加入徹底について

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成25年9月より、社会保険への加入原資となる必要な法定福利費を確保するため、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出を開始した。これを踏まえ、元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働き掛けるとともに、提出された見積書を尊重すること。下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

## 3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する(いわゆる赤伝処理)場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為(いわゆる指値発注)を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追

加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

#### 4. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

#### 5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業

者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

#### 6. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請負人は、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、公共工事等については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

#### 7. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成24年7月4日付国土建第140号）においても、現場の施工体制の確認のさらなる

徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、施工体制台帳については、「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）により、公共工事については、元請負人が下請契約を締結するときは、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされたところである。本改正部分については、平成27年春頃より施行される予定であるので、適切に対応できるよう準備に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付国土建第351号、平成26年2月3日改正）に十分留意すること。

## 8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらした結果、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、「技能労働者への適切な賃金確保について」（平成25年3月29日付国土入企第36号）にて適切な対応をお願いしてきたところであるが、賃金水準や建設業の担い手確保の状況は未だ十分とは言えない状況である。そのため、昨年11月より「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について」（平成25年10月29日付国土入企第17号）のとおり、公共工事においては、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を推進してきたところである。また、本年1月には、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の公表にあわせ、「技能労働者への適切な賃金確保について」（平成26年1月30日付国土入企第28号）にて再度のお願いをしている。各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

## 9. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。

これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守につ

いて」(平成25年11月18日付国土建推第26号)、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について(重点要請)」(平成26年1月17日付国土建推第31号)及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成26年4月1日付国土建推第1号)を通知したところであり、これらを踏まえ、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、内閣府が設置している政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、活用されたい。

#### 10. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。



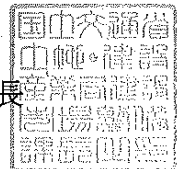


国土建労第31号

平成26年8月1日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

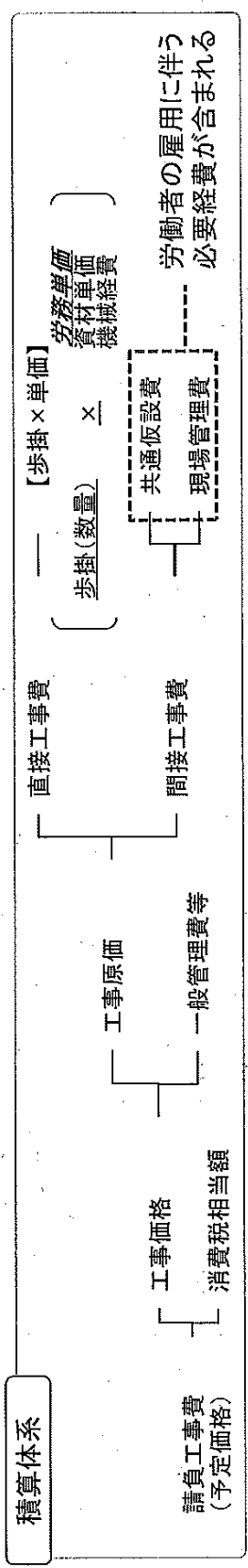
下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成26年8月1日付け国土建推第13号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
  - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない  
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、労務管理費、安全管理費など

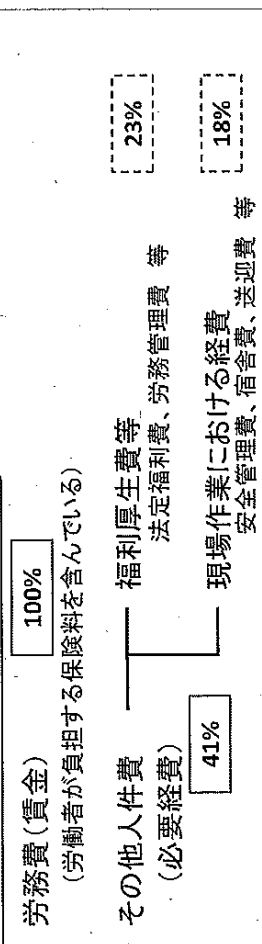


課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値  
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たたる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	16,900 (23,800)	11,900 (16,700)
□□県	16,600 (23,300)	11,500 (16,200)

上段：公共工事設計労務単価  
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に依るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含められている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加工した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段：参考値)とする。

上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方運輸 圏別	都道府県名	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)																			
		トンネル 建設費	掘り方 特殊工	掘り方 普通工	掘り方 3世帯工	土木一般 建設費	高級給員	普通給員	潜水士	潜水運搬 員	潜水運搬 員	山林砂防 工	軌道工	架け橋工	六工	左官	配管工	はり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	26,900	22,600	22,800	27,700	18,500	23,000	18,200	30,000	19,600	18,700	21,500	16,800	18,000	18,000	17,000	18,200	18,800	18,100	18,100	15,100
		(37,800)	(31,200)	(32,100)	(38,900)	(28,600)	(32,300)	(25,600)	(42,200)	(27,600)	(26,200)	—	(30,200)	(23,600)	(25,300)	(25,300)	(23,800)	(25,600)	(26,400)	(25,400)	(23,900)
東北	02 青森県	27,550	22,550	24,100	27,200	22,000	23,900	18,700	35,100	21,600	22,660	23,600	21,900	19,200	18,400	16,700	17,200	17,600	17,600	17,800	17,500
		(38,200)	(31,600)	(33,900)	(38,200)	(30,800)	(33,600)	(26,200)	(49,400)	(30,400)	(29,800)	—	(31,200)	(24,800)	(27,600)	(23,300)	(23,300)	(24,200)	(24,200)	(24,600)	(24,600)
関東	08 茨城県	27,800	22,800	24,400	27,500	22,300	24,200	19,500	34,400	22,900	23,900	24,800	23,100	20,400	19,600	17,900	18,400	18,800	18,800	19,000	18,700
		(38,500)	(31,900)	(34,200)	(38,500)	(31,100)	(34,000)	(26,700)	(48,700)	(29,000)	(28,400)	—	(32,000)	(25,600)	(28,400)	(24,100)	(24,100)	(25,000)	(25,000)	(25,400)	(25,400)
中部	21 岐阜県	27,900	22,900	24,500	27,600	22,400	24,300	19,600	34,500	23,000	24,000	24,900	23,200	20,500	19,700	18,000	18,500	18,900	18,900	19,100	18,800
		(38,600)	(32,000)	(34,300)	(39,000)	(31,200)	(34,100)	(26,800)	(48,800)	(29,100)	(28,500)	—	(32,100)	(25,700)	(28,500)	(24,200)	(24,200)	(25,100)	(25,100)	(25,500)	(25,500)
近畿	18 福井県	25,300	24,300	25,400	28,200	20,200	23,000	19,100	28,100	20,300	20,900	22,500	20,300	18,900	18,000	17,800	18,100	19,300	19,300	19,400	—
		(35,600)	(34,200)	(35,700)	(38,600)	(28,400)	(33,000)	(26,400)	(39,500)	(28,500)	(29,000)	(28,400)	(33,200)	(26,600)	(25,200)	(25,200)	(25,400)	(27,100)	(27,100)	(27,300)	—
中国	31 鳥取県	25,800	21,900	23,100	25,100	18,800	23,400	18,800	30,900	24,200	22,460	23,600	17,600	17,900	17,100	16,400	18,700	19,200	18,300	18,300	16,600
		(38,300)	(30,800)	(32,500)	(35,300)	(28,200)	(32,900)	(26,200)	(43,400)	(34,000)	(31,500)	—	(38,700)	(24,700)	(25,200)	(24,800)	(23,100)	(26,300)	(27,200)	(27,200)	(23,200)
四国	36 徳島県	25,300	22,000	22,800	24,200	18,800	27,600	19,600	33,600	—	17,200	19,800	17,700	18,400	18,200	16,200	17,300	18,100	18,300	—	—
		(38,600)	(30,900)	(32,100)	(34,000)	(28,600)	(33,000)	(27,600)	(47,200)	—	(24,200)	(27,600)	(38,200)	(24,900)	(25,700)	(22,800)	(24,300)	(25,400)	(25,400)	—	—
九州	40 福岡県	25,600	20,800	22,600	25,600	19,900	23,900	18,500	29,600	19,600	18,700	21,500	17,300	18,500	17,500	16,200	16,400	17,200	17,200	15,800	20,300
		(38,000)	(28,200)	(33,200)	(36,000)	(29,000)	(33,600)	(26,600)	(41,600)	(28,200)	(28,300)	—	(30,200)	(24,300)	(25,700)	(24,800)	(22,900)	(23,100)	(23,100)	(22,200)	(28,500)
沖縄	47 沖縄県	24,500	24,500	19,700	29,300	21,200	21,200	17,900	34,900	21,300	23,200	—	18,500	—	18,800	14,800	18,100	22,200	17,900	—	—
		(34,400)	(34,400)	(27,700)	(41,200)	(29,800)	(29,800)	(25,200)	(43,100)	(29,900)	(32,600)	—	(21,400)	—	(26,400)	(20,800)	(25,400)	(31,200)	(25,200)	—	—

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
  - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
  - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
  - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(別表Ⅱ、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
  - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
  - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加工した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段：参考値)とする。

(上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

地方連合会 別表第1号		所定労働時間(8時間)当たりの金額(単位：円)											
都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	塗装工	建築 プロフェッショナル	設備機械 工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	交通誘導 警備員C		
北海道	01 北海道	18,100 (25,400)	18,900 (23,800)	15,900 (22,400)	16,600 (23,300)	16,900 (23,800)	16,400 (25,200)	-	18,900 (26,400)	9,900 (13,900)	8,900 (12,500)		
	東北	02 青森県	19,000 (26,700)	17,000 (23,900)	17,000 (23,900)	-	15,500 (21,800)	17,600 (24,700)	16,400 (23,100)	17,000 (23,800)	9,300 (13,100)	8,600 (12,100)	
		03 岩手県	20,600 (28,000)	18,600 (25,300)	18,000 (25,300)	-	16,400 (23,100)	17,600 (24,700)	17,900 (25,200)	17,700 (24,900)	10,500 (14,900)	9,600 (13,500)	
		04 宮城県	22,900 (31,600)	20,400 (28,700)	17,900 (25,200)	-	18,600 (25,300)	17,600 (24,700)	19,500 (27,400)	18,500 (26,000)	11,800 (16,300)	10,300 (14,800)	
		05 秋田県	19,200 (27,000)	17,500 (24,600)	17,100 (24,600)	-	15,600 (21,900)	17,500 (24,700)	16,600 (23,700)	18,900 (25,800)	9,300 (13,100)	8,500 (12,000)	
		06 山形県	19,400 (27,300)	18,600 (26,500)	17,000 (23,500)	15,600 (21,800)	17,300 (24,300)	17,600 (24,700)	16,800 (23,800)	17,000 (23,500)	10,300 (14,800)	9,500 (13,400)	
		07 福島県	20,000 (28,100)	19,200 (27,000)	17,000 (23,800)	15,100 (21,200)	17,000 (23,900)	17,500 (24,600)	16,200 (22,800)	18,100 (25,400)	11,300 (15,900)	10,200 (14,300)	
		関東	08 茨城県	22,400 (31,500)	24,100 (33,900)	21,300 (30,200)	23,100 (32,500)	20,200 (28,400)	20,000 (28,100)	21,000 (29,500)	21,000 (29,500)	11,900 (16,700)	10,900 (15,300)
09 栃木県	22,300 (31,400)		24,300 (34,200)	21,800 (30,400)	23,100 (32,500)	20,000 (28,100)	20,100 (28,300)	21,100 (29,700)	20,300 (28,500)	11,500 (16,200)	10,100 (14,600)		
	10 群馬県		21,700 (30,800)	23,800 (33,500)	21,800 (30,400)	19,100 (26,400)	18,900 (26,600)	20,100 (28,300)	21,000 (29,500)	15,000 (20,700)	11,000 (15,500)	9,800 (13,900)	
	11 埼玉県		22,200 (31,300)	24,300 (34,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	20,100 (28,300)	20,000 (28,100)	21,300 (29,900)	20,700 (29,100)	11,800 (16,600)	10,700 (15,000)	
12 千葉県	22,300 (31,400)		23,000 (32,300)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	20,200 (28,400)	20,000 (28,100)	21,300 (29,900)	21,000 (29,500)	12,200 (17,200)	10,700 (15,000)		
13 東京都	22,400 (31,500)		23,000 (32,300)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	20,500 (28,800)	20,000 (28,100)	21,300 (29,900)	21,000 (29,500)	12,400 (17,400)	10,900 (15,300)		
14 神奈川県	22,000 (30,900)		24,400 (34,300)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	19,800 (27,600)	20,000 (28,100)	21,300 (29,900)	21,200 (29,800)	12,600 (16,800)	10,800 (15,200)		
15 山梨県	22,800 (30,900)		24,400 (34,300)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	19,700 (27,700)	20,000 (28,100)	21,300 (29,900)	21,300 (29,900)	11,400 (16,000)	10,900 (14,100)		
16 長野県	21,100 (29,700)		23,100 (32,000)	21,500 (30,200)	18,800 (26,400)	18,400 (25,900)	20,000 (28,100)	22,200 (31,200)	20,400 (28,700)	10,300 (14,500)	9,100 (12,800)		
北陸	15 新潟県		19,500 (27,400)	18,500 (26,000)	17,500 (24,700)	14,900 (22,400)	17,300 (24,300)	18,300 (25,100)	15,000 (21,100)	17,900 (25,200)	10,500 (14,900)	9,300 (13,100)	
	16 富山県		18,900 (26,600)	18,400 (25,900)	17,500 (24,800)	14,800 (22,500)	17,800 (25,000)	18,300 (25,700)	15,000 (21,100)	17,900 (25,200)	10,400 (14,600)	9,700 (13,600)	
	17 石川県		19,100 (26,900)	17,900 (25,200)	17,700 (24,800)	14,500 (22,000)	17,900 (25,200)	19,400 (26,900)	15,000 (21,100)	18,400 (25,900)	10,900 (15,300)	9,600 (13,500)	
	中部		21 岐阜県	20,400 (28,200)	20,000 (28,100)	19,800 (27,600)	17,800 (25,600)	17,800 (25,200)	20,500 (28,800)	23,700 (32,300)	20,500 (28,900)	10,900 (15,300)	9,900 (13,900)
			22 静岡県	19,900 (28,000)	24,000 (33,100)	19,500 (27,600)	19,200 (27,000)	19,000 (26,700)	20,300 (28,500)	23,700 (32,900)	22,200 (31,200)	11,300 (15,900)	9,800 (13,800)
23 愛知県		20,200 (28,400)	21,000 (29,500)	19,500 (27,400)	19,100 (26,500)	18,200 (25,600)	20,300 (28,500)	23,700 (33,300)	21,600 (30,400)	11,600 (16,300)	10,100 (14,200)		
24 三重県		20,200 (28,400)	22,200 (31,200)	19,500 (27,400)	19,500 (28,000)	17,800 (25,000)	20,300 (28,500)	22,400 (31,500)	21,800 (30,700)	11,000 (15,900)	9,500 (13,400)		
近畿	18 福井県	19,700 (28,200)	19,800 (28,900)	19,200 (27,800)	16,700 (23,800)	18,000 (25,200)	20,600 (29,000)	-	21,500 (30,200)	11,100 (15,900)	9,900 (13,900)		
	25 滋賀県	19,300 (27,100)	20,500 (28,700)	19,200 (27,000)	19,200 (27,400)	19,000 (26,500)	20,500 (28,900)	-	21,100 (29,700)	10,500 (14,800)	9,700 (13,200)		
		26 京都府	19,600 (27,600)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,700 (27,700)	17,600 (24,800)	20,500 (28,800)	-	21,700 (30,500)	10,400 (14,600)	9,800 (13,400)	
	27 大阪府	19,600 (27,600)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,700 (27,700)	17,600 (24,800)	20,500 (28,800)	-	21,400 (30,200)	10,500 (14,700)	9,900 (13,800)		
	28 兵庫県	18,100 (25,400)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	17,700 (24,900)	17,700 (24,900)	20,500 (28,800)	-	21,400 (30,100)	10,500 (14,800)	9,900 (13,700)		
	29 奈良県	19,600 (27,600)	20,700 (29,100)	19,200 (27,000)	19,800 (27,800)	17,400 (24,700)	20,500 (28,800)	-	21,200 (30,000)	10,500 (14,800)	9,900 (13,700)		
	30 和歌山県	19,500 (27,400)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,300 (27,100)	17,700 (24,900)	20,500 (28,800)	-	21,400 (30,100)	10,300 (14,500)	9,800 (13,400)		
	中国	31 鳥取県	17,200 (24,600)	18,500 (26,000)	17,300 (24,300)	15,900 (22,400)	16,700 (23,500)	17,800 (25,600)	-	18,300 (27,100)	10,400 (14,600)	9,600 (13,100)	
		32 島根県	17,500 (24,600)	18,000 (25,300)	17,200 (24,300)	15,600 (22,100)	17,100 (23,600)	17,800 (25,600)	-	18,200 (27,000)	10,400 (14,600)	9,200 (12,800)	
		33 岡山県	17,200 (24,200)	18,800 (26,400)	17,300 (24,300)	15,800 (22,500)	16,700 (23,500)	17,800 (25,600)	-	19,200 (27,100)	10,800 (15,200)	9,300 (13,100)	
		34 広島県	17,600 (24,700)	18,100 (25,400)	17,300 (24,300)	15,400 (21,700)	16,800 (23,600)	17,800 (25,600)	-	18,000 (25,300)	10,900 (15,300)	9,500 (13,400)	
35 山口県		17,600 (24,700)	18,100 (25,400)	17,300 (24,300)	15,400 (21,700)	16,900 (23,900)	17,800 (25,600)	-	18,200 (25,600)	10,600 (14,900)	9,100 (12,800)		
四国		36 徳島県	18,100 (25,400)	19,200 (27,000)	16,800 (23,800)	-	15,300 (21,500)	18,600 (26,200)	-	17,400 (24,900)	10,100 (14,200)	9,100 (12,600)	
	37 香川県	18,400 (25,900)	19,400 (27,300)	16,800 (23,600)	-	15,500 (21,800)	18,600 (26,200)	-	17,400 (24,900)	10,200 (14,300)	9,100 (12,800)		
	38 愛媛県	18,200 (25,600)	19,400 (27,300)	16,800 (23,600)	-	15,400 (21,700)	18,600 (26,200)	-	17,400 (24,900)	9,800 (13,800)	9,600 (13,100)		
	39 高知県	18,100 (25,400)	19,300 (27,100)	16,800 (23,600)	-	15,300 (21,500)	18,600 (26,200)	-	17,500 (25,000)	9,200 (12,900)	8,200 (11,500)		
	九州	40 福岡県	21,800 (30,700)	17,400 (24,800)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,800 (21,300)	17,100 (24,000)	-	17,600 (24,700)	9,700 (13,600)	8,800 (12,600)	
		41 佐賀県	21,800 (30,700)	17,400 (24,800)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,800 (21,300)	17,100 (24,000)	-	17,600 (24,700)	9,700 (13,600)	8,800 (12,600)	
42 長崎県		21,500 (30,400)	17,200 (24,500)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,300 (20,800)	17,100 (24,000)	-	17,200 (24,200)	9,700 (13,600)	8,400 (11,800)		
43 熊本県		21,800 (30,700)	17,300 (24,700)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,200 (20,700)	17,100 (24,000)	-	17,300 (24,300)	9,400 (13,200)	8,200 (11,500)		
44 大分県		21,300 (29,500)	17,400 (24,800)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,100 (20,600)	17,100 (24,000)	-	17,100 (24,000)	9,500 (13,400)	8,000 (11,200)		
45 宮崎県		21,200 (29,800)	17,300 (24,700)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,100 (20,600)	17,100 (24,000)	-	17,100 (24,000)	9,600 (13,500)	7,400 (10,400)		
46 鹿児島県		21,200 (29,800)	17,100 (24,500)	17,400 (24,800)	15,300 (21,800)	14,100 (20,600)	17,100 (24,000)	-	17,000 (23,900)	10,200 (14,300)	9,100 (12,900)		
47 沖縄県		16,600 (23,300)	17,700 (24,900)	16,600 (23,300)	-	13,900 (19,500)	16,600 (23,300)	-	15,700 (22,100)	8,500 (12,900)	7,900 (11,100)		